

令和2年（2020年）

旭川市議会議案

第2回臨時会

令和2年5月1日開会

令和2年 月 日閉会

令和2年度旭川市一般会計補正予算について

令和2年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年5月1日提出

旭川市長 西川 将人

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年5月1日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年5月1日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旭川市特別職の職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長の期末手当)

第2条 市長の令和2年6月の期末手当の額については、旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号。以下「条例」という。）第4条第2項及び附則第2項の規定にかかわらず、条例第4条第2項及び附則第2項の規定による額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(副市長の期末手当)

第3条 副市長の令和2年6月の期末手当の額については、条例第4条第2項及び附則第2項の規定にかかわらず、条例第4条第2項及び附則第2項の規定による額から、当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

特別職の職員の給与の特例について定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月1日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 7 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 8 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その金額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額

を超えるときは、その金額とする。

- 9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第8項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 11 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 12 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例附則第7項から第12項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

(説 明)

傷病手当金の支給に係る規定を整備するために、旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月1日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

旭川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年旭川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

本市において行う後期高齢者医療の事務を新たに定めるために、旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正しようとするものである。